

尾張旭市監査公表第34号

令和7年12月1日付け尾張旭市監査公表第53号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年4月22日付け8環事第15号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年5月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

市民生活部環境事業センター

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市職員被服貸与規程（昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。）第2条の規定により、同センターのごみ等収集の業務に従事する職員に貸与される被服（作業服等一式）の着数は、夏用1（最初に貸与する場合3）、冬用1（最初に貸与する場合2）（いずれも貸与期間は1年）である。そこで、同センターにおける被服貸与の状況を確認したところ、最初に貸与する場合ではない者1名に対して、3着貸与していた。</p> <p>また、被服貸与規程第3条の規定により、同センターは貸与被服台帳を備えなければならないところ、備えていなかった。</p> <p>被服貸与事務を適切に実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、所内で周知徹底を図った。また、尾張旭市被服貸与規程で定める貸与被服台帳を作成し、今後は事務を適切に行う。</p>
<p>市民活動課に係る報告事項にあるように、市は、A自治会のごみストッカー設置に係る費用に係り、環境事業センター所管の尾張旭市折りたたみ式ごみボックス購入費補助金（以下「環境事業センター補助金」という。）及び市民活動課所管の尾張旭市自治会等助成金（以下「市民活動課助成金」という。）の補助対象経費として重複して認め、それぞれ補助金等を交付していた。</p>	<p>重複受給の指摘後、市民活動課がA自治会に事情の聴取を行ったところ、A自治会内での情報共有不足であり、意図的な重複の交付申請でなかったことが確認された。これを受け、市民活動課助成金については、確定通知の取消しを行った上で、別の事業を対象とした実績報告書の提出を受け、改めて交付額の確定を行った。</p> <p>なお、これにより、環境事業センター</p>

この点、環境事業センター補助金の交付要綱には、市民活動課助成金のように、補助対象事業の要件として「他の助成金等を受けていない事業であること」を明示的には掲げていないものの、同一の地方自治体が同一の事業を重複して補助対象事業として認めることが公益上必要である（地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、補助をすることができるものとされている。）といえるとは考えられないことから、環境事業センター補助金においても、他の助成金等を受けている場合は、補助対象事業として認められないものとするのが自然であり、A自治会が環境事業センター補助金と市民活動課助成金を重複受給するのは、環境事業センター補助金の交付要綱にも違反しているものと考えられる。

よって、A自治会は、環境事業センター補助金についても、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年尾張旭市規則第15号）第11条に規定される補助金等の交付決定の取消しの要件（補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき）に該当するものとする。

補助金等交付事務を適切に実施されたい。

補助金については、補助対象が重複することなく要件を満たしていることから、A自治会から返還を求めることはしない。

今後、市民活動課にてごみストッカー設置に係る費用の交付申請があった際は、環境事業センターにて事前協議を行い、事前協議済み証明書を申請のあった自治会に交付するものとする。さらに、事業実施後に実績報告書を自治会から市民活動課に提出する際は、同証明書の原本を添付するものとして、重複受給の防止を図ることとした。